

山梨県公報

第二千五百三三号

平成二十七年

四月二十日

月曜日

目次

告示

○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部……………二五三
改正

公告

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施……………二五三
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………二五四
○国土調査の成果の認証……………二五八

告示

山梨県告示第百五十二号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。
平成二十七年四月二十日

二中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を削り、6を4とする。
山梨県知事 後 藤 齋

公告

●狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成二十七年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

1 第一回

平成二十七年八月八日(土)及び同月九日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回

平成二十八年一月二十一日(木)午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市川田町五百七十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験

視力、聴力及び運動能力

2 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識

3 技能試験

猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可(以下「猟銃等の所持の許可」という。)を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令(平成二十七年環境省令第三号)第一条の規定による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)(以下「新令」という。)第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 猟銃等の所持の許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し

(三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあつては、その者が新法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及

び撮影年月日を記載したもの 一枚
2 狩猟免許申請手数料

五千二百円（新法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円）（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

1 第一回

平成二十七年六月一日（月）から同月三十日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十七年六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回

平成二十七年十一月四日（水）から同年十二月十日（木）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十七年十二月十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成二十四年二月十日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

五 申請の手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、猟銃等の所持の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 新令第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類
(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類
(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成二十七年六月一日（月）から同月三十日（火）まで（県の休日を除く。）。ただし、郵送の場合は、平成二十七年六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先

山梨県森林環境部みどり自然課（電話〇五五―二二三―一五二〇）又は申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町台ヶ原字横山三三七（次の図に示す部分に限る。）	向井幹一
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の一、字中台二三一三の六	小松登
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の一四	高見沢春男
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二三一四の二、字中台	鈴木卓雄

二三一三の七		
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の一、二三二五の三	小林清重	
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の一九	小尾和彦	
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の四、二三二五の五	細入清孝	
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の六	鈴木重之	
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の七	知見寺武治	
北杜市白州町台ヶ原字大清水二三一五の八	清水止	
北杜市白州町台ヶ原字中台二三二三の四、二三二三の九	埴原陞	
北杜市白州町台ヶ原字中台二三一三の八	大村佳國	
北杜市白州町白須字大平九一六四、九六二七	古屋常吉	
北杜市白州町白須字大平九一六六の一、九一六六の二、九一八六、九一八七の一、九一八七の二	野崎年男	
北杜市白州町白須字大平九一六八	保証責任菅原信用販売購買利用組合、清水清忠	
北杜市白州町白須字大平九一九〇	清水清忠	
北杜市白州町白須字大平九一六九	福島久治	
北杜市白州町白須字大平九一七二の一、九一七二の二、九一七六の一、九一七六の二、九一七七の一、	金満沢	

九一七七の二		
北杜市白州町白須字大平九一七四の一、九一七四の二	中山嘉幸	
北杜市白州町白須字大平九一七五の一、九一七五の二	野村陽子	
北杜市白州町白須字大平九一七八の一、九一七八の二	金満沢、小林徳二郎、清水正	
北杜市白州町白須字大平九一八一	清水浅吉	
北杜市白州町白須字大平九一八二	伊藤小太郎	
北杜市白州町白須字大平九一八四	清水志つよ	
北杜市白州町白須字大平九一九一	小林喜治	
北杜市白州町白須字大平九一九四の一	小沢俊昭	
北杜市白州町白須字大平九一九四の二	小沢俊昭、吉川長一	
北杜市白州町白須字大平九二〇八の一、九二〇八の二	大村頼章	
北杜市白州町白須字大平九二一〇	中村省治郎	
北杜市白州町白須字大平九二一一の一、九二一一の二	伊藤千秋	
北杜市白州町白須字大平九二三五の二	原知仁、向井良吉	
北杜市白州町白須字大平九六一八	富永雄三	
北杜市白州町白須字大平九六一九	城信博	

北杜市白州町白須字大平九六二二	大石玉三郎
北杜市白州町白須字大平九六二六	マリーナ商事株式会社
北杜市白州町白須字大平九六二八	小尾白正
北杜市白州町上教来石字除山二〇〇七の一から二〇〇七の三まで	加藤實
北杜市白州町上教来石字除山二〇一〇の一	正田八重子
北杜市白州町上教来石字除山二〇一〇の二	佐野貞夫
北杜市白州町上教来石字除山二〇一一の一、二〇一一の二	高橋博
北杜市白州町上教来石字除山二〇一四、二〇一七	加藤朝一
北杜市白州町上教来石字除山二〇一六	唯井清
北杜市白州町下教来石字本沢二〇八四の二、二〇八五の二、二〇八六の一、二〇八六の三、二〇八六の六	有限会社吾妻商会
北杜市白州町鳥原字大平三七八三	小林康子
北杜市白州町鳥原字大平三七八四	橋本健子
北杜市白州町鳥原字大平三七七七	若林勇蔵、若林清美
北杜市白州町鳥原字大平三八二二	名取賢
北杜市白州町鳥原字大平三八三七、字小滝三八六〇	森川善一
北杜市白州町鳥原字大平三八三八の一、三八三八の二	海野作藏

北杜市白州町鳥原字大平三八四七の一	小林賢英
北杜市白州町鳥原字小滝三九一四	渡邊正直
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四〇六〇	伏見伊知郎、伏見洋子、伏見勝
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四〇九四の一から四〇九四の三まで、四〇九五の一から四〇九五の四まで、四〇九六の一、四〇九六の二、四〇九七、四〇九九から四一〇四まで	石尊神社
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四〇九八	飯野茂、海野庫太郎、海野宮太郎、岡田亀之助、小林栄宣、小林倉吉、小林重永、小林綱賀、小林之助、小林彦太郎、小林政長、小林増治、中山尉二郎、中山熊吉、中山多両、中山傳重、中山寿遵、中山寿治、中山政重、中山本布、中山勇次郎、中山幸廣、名取軍作、名取重信、名取豊村、名取信重、名取兵蔵、伏見幸平、伏見重吾、伏見秀吉、伏見好春、藤森和儀、藤森長利、山本富、渡辺篤福、渡辺宇一郎、渡辺義一郎、渡辺国五郎、渡辺幸平、渡辺重秋、渡辺十一郎、渡辺修策、渡辺徳志、渡辺秀義
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四一二〇の二	熊井戸清美
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四一二二	佐藤進
北杜市白州町鳥原字発久四一四五、四一四六	名取保吉

北杜市白州町鳥原字発久四一四七、四一五四、四二六一、四一六二	名取高光
北杜市白州町鳥原字発久四一四九	岡田信之助
北杜市白州町鳥原字発久四一七四、四一七五の一、四一七五の二	渡辺孝一
北杜市白州町鳥原字発久四一七五の三	渡辺公明

二 保安林として指定された目的
土砂流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年二月十九日山梨県告示第三十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

通知の相手方

北杜市白州町鳥原字小滝三九三二	小林虎郎、山中本布、名取狐狸馬、名取豊村、名取半藏、名取保親、伏見豊、名取祖重
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七〇五	望月京子
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七〇八	知久弘毅
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七二四の一、三七二四の二	伏見武芳
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七三四	小林賢英
北杜市白州町鳥原字神鳴山三七六五、三七六六	名取誠一
北杜市武川町黒澤字木綿沢一八一三の二	須山賢三
北杜市武川町三吹字大軽井沢四〇六九	小野泰明
北杜市武川町柳澤字デン田三七〇一、三七〇二の一、三七〇五、字大平三九七二の六四、三九七二の八七	鈴木まさみ

二 保安林として指定された目的
土砂流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年二月十九日山梨県告示第三十六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年四月二十日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町横手字前山四三四三の一三三三	駒城株式会社
北杜市白州町横手字大日向三九三二の一、三九三二の二	中山美仁
北杜市白州町大武川字前山五三七から五三九まで	名取三十郎
北杜市白州町大武川字前山五四二、五四三	山梨県寒天商工業協同組合
北杜市白州町鳥原字小鷹三九八二の一	梅原繁子
北杜市白州町鳥原字小鷹四〇四四の一	神山友頭
北杜市白州町鳥原字城ノ沢四一一二	藤森核路
北杜市白州町鳥原字流木場三九六二	渡邊正直
北杜市白州町白須字大原八五七一	清水義寛
北杜市白州町白須字大原八五七五	小林傳稔

北杜市白州町白須字大原八五七六（次の図に示す部分に限る。）
埴原新太郎

北杜市白州町白須字大原九五九〇の一
井上清

二 保安林として指定された目的

土砂流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年二月十九日山梨県告示第三十七号

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十七年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査を行った者の名称

甲州市

二 調査を行った時期

平成二十二年七月二十九日から平成二十四年三月二十六日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五 甲州市塩山牛奥の一部
 認証年月日
平成二十七年四月十日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番